

凡 例

1. 収録範囲

この目録は本委員会が所蔵している「對馬宗家文書」のなかの記録類 6,592 点を収録した。

2. 排列

本委員会所蔵《對馬島宗家文書古記録原簿》(一)・(二)に登録された記録類の一連番号に従って排列した。

3. 目録記入の原則と形式

1) 原則

書誌学的重要性を考慮して文書の表紙に記録された内容を原文そのままに記録することを原則にした。

2) 記入形式

本記録類は文書(冊)の大きさはじめ形態や記録官庁ならびに記録者がそれぞれ異なり、文書の表紙に記録された年紀・文献名・巻数などの表記様式もやはり異なる。そのため次の形式に従い記入した。

① 年紀

- ア. 年紀の表記は文書の表紙に書かれたまま記載した<No.9・10・5676 参照>。
- イ. 表紙の年紀がないものは本文の記録を根拠として表記した。
- ウ. 年紀がわからないものは年紀不詳と表記した。
- エ. 理解の便宜上、西暦、朝鮮国王の紀年、日本の年号を併記した。
例：1736 年(英祖 12、享保 21；元文元)

② 文献名

- ア. 文書表紙の標題に依拠することを原則とした。
- イ. 標題が無かったり、表紙が落丁した文書は本文内容を参照して題目を定め、〔 〕内に記録した。

③ 文書(冊)の番号と巻数の表示

- ア. 文書の表紙に記載されたものをそのまま記録した。
- イ. 2 冊以上が合綴されたものは合冊<例：三冊合>と附記した。
- ウ. 表紙上の番号が朱書などで 2~3 回変更されたものがある。これは保管状態の点検時に文書の遺失、損傷、内容混同などを発見し、これを再整理して変更したものと思われる。

④ 登録番号

ア. ‘文献名’の右側上段に記録した。

イ. 登録番号は本委員会所蔵《古記録原簿》に登録された番号と同一であり、閲覧時の請求番号に該当する。

⑤ 附記事項

ア. ‘文献名’下の< >内に記録した内容は表紙にあるものをそのまま記載したものである。これは文献の内容把握の助けを考慮したものである。

イ. の表示は蟲喰などの毀損で判読が不可能な部分であり、□□□内の文字は推定して挿入したものである。

ウ. ()内の文字は誤字を正したものである。

エ. 文書の内容からみて合綴しなければならないものが分離して登録された文書は関連文書の登録番号を‘文献名’の下に附記した。<例：No.3760の連結、No.3854の続巻>

オ. (朱)の表示は朱書の意味である。

カ. 朱書された⊙・○・△・日などとイ・ロ・ハ・ニ・ホなどの記号は肥前国にあった対馬藩領田代に関する記録に多く出てくる。これは柩（長持）に収納され文庫に保管されていたことを知ることのできる表示である。

⑥ 記録官庁と記録者

ア. 該当官庁ならびに記録者の名は文書の表紙の記録をそのまま記録した。

イ. 表紙にない場合は本文内容を根拠にしたものもある。

⑦ 冊の大きさ

ア. 本の大きさは末尾に記録した。

イ. 大きさの単位であるc mは省略した。<例：19×27>。

⑧ 目次の省略

この目録は《対馬島宗家文書 古記録原簿》に登録された記録類の一連番号順に従い排列したために目次を省略した。

※ 参考事項

本記録類の目録集に収録された記録類の内容は次の45項目に大別される。

区分	No.	記録類・(毎日記)	冊数
(1)	1~1157	信使記録	1157 冊
(2)	1158~1481 4130~4166	} 毎日記	360 冊
(3)	1482~1778		
(4)	1780~1974	裁判記録 (寛永 4~明治 4)	195 冊
(5)	1975~2065	第一・二・三船送使記録 (正徳 2~明治 4)	291 冊
(6)	2066~2147	以酏庵・第四船送使記録 (元文 元~明治 4)	82 冊
(7)	2149~2239	一特送使記録 (元文 元~慶応 2)	91 冊
(8)	2240~2322	副特送使記録 (寶永 2~明治 5)	83 冊
(9)	2323~2426	萬松院送使記録 (享保 7~明治 4)	104 冊
(10)	2427~2514	一巡漂差使記録 (享保 6~文久 2)	88 冊
(11)	2515~2588	二巡漂差使記録 (享保 6~明治 5)	74 冊
(12)	2589~2644	三巡漂差使記録 (享保 8~文久 3)	56 冊
(13)	2645~2681	四巡漂差使記録 (享保 3~明治 4)	37 冊
(14)	2682~2709	五巡漂差使記録 (享保 11~文久 元)	28 冊
(15)	2710~2721	六巡漂差使記録 (安永 9~万延 元)	12 冊
(16)	2722~2730	七巡漂差使記録 (安永 9~明治 2)	9 冊
(17)	2731~2734	八巡漂差使記録 (天明 4~天保 3)	4 冊
(18)	2735~2901	諸漂差使記録	167 冊
(19)	2923~3040 3811~3814 4425~4428	} 朝鮮日本間往復書	126 冊
(20)	3042~3188 4011~4098 5884~5961 6219~6362		
(21)	3189~3580	参判使記録	392 冊
(22)	3926~3945	八郷村帳	20 冊
(23)	3972~3999	判物帳写諸印判帳	28 冊
(24)	4167~4227	日帳書拔	61 冊
(25)	4236~4247	諸方来状	12 冊
(26)	4343~4390	諸家系譜・系図	48 冊
(27)	4392~4418	吉宗様御代公私御用書拔	27 冊
(28)	4421~4488	諸目録	68 冊
(29)	4501~4594	分類紀事大綱	94 冊
(30)	4611~4620	書契控	10 冊
(31)	4626~4708	条書書付	83 冊
(32)	4715~4741	書翰写	27 冊
(33)	4747~4787	善隣通書	41 冊
(34)	4794~4812	倭館修理記録	19 冊
(35)	4813~4828	申含内密	16 冊
(36)	4829~4886	各藩主実録	58 冊
(37)	4909~4937	御連状	29 冊
(38)	4982~5004	異船一件	23 冊
(39)	5005~5038	以酏庵記録	34 冊
(40)	5039~5061	送使記録	23 冊
(41)	5062~5088	人参關係記録	27 冊
(42)	5109~5143	朝鮮御代官記録	35 冊
(43)	5144~5150	知近録	7 冊
(44)	5151~5161	津島紀事	11 冊
(45)	5162~5180	経国大典大明律	19 冊